

広島県公安委員会告示第 19 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 27 日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

| 検定 番号 | 検 定 の 有 効 期 間 | 遊技機の 種 類 | 型 式 名 | 申 請 者 名 (住 所) | 製造業者名 (住 所) |
|----------|--|-------------|-------------------|---|------------------|
| 210400 | 告示の日 (令和 5 年 3 月 27 日)から 3 年間 | ぱちんこ 遊技機 | PA大海物語 5 A RBC | 株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目 9 番 21 号) | 左同 |